

福岡市公報

令和 7 年 9 月 29 日 第 7179 号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

水 道 局

ページ

- 福岡市水道局事務分掌規程の一部改正（規程第10号） 1
- 福岡市水道局企業職員就業規程の一部改正（規程第11号） 2
- 福岡市水道局契約事務規程の一部改正（規程第12号） 3
- 福岡市水道局企業職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部
改正（訓令第 4 号） 3
- 福岡市水道局企業職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部
改正（訓令第 5 号） 4

交 通 局

- 福岡市交通局事務分掌規程の一部改正（規程第23号） 5
- 福岡市交通局企業職員就業規程の一部改正（規程第24号） 5
- 福岡市交通局契約事務規程の一部改正（規程第25号） 6
- 福岡市交通局企業職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部
改正（訓令第 9 号） 7
- 福岡市交通局企業職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部
改正（訓令第10号） 7

水 道 局

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

福岡市水道事業管理規程第10号

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市水道局事務分掌規程（平成13年福岡市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条総務部契約課の分掌事務第 1 号、第 2 号カ及び第 4 号中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年9月29日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

福岡市水道事業管理規程第11号

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員就業規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

第35条の2第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「育児休業条例第5条」の次に「及び第14条」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項の次に次の4項を加える。

- 4 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1日を通じて2時間（第15条の規定による育児時間又は第20条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

- 5 第3項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

- 6 第3項の規定による申出をした職員は、育児休業条例第13条の5に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 7 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変

更をした場合にあっては、その変更後のもの)において、第 1 項の規定による部分休業の請求をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員が、この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの規程による改正後の福岡市水道局企業職員就業規程第 35 条の 2 第 1 項に規定する部分休業を請求する場合における同条の規定の適用については、同条第 3 項第 2 号中「77 時間 30 分」とあるのは、「38 時間 45 分」とする。

福岡市水道局契約事務規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

福岡市水道事業管理規程第 12 号

福岡市水道局契約事務規程の一部を改正する規程

福岡市水道局契約事務規程（昭和 49 年福岡市企業管理規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 号中「250 万円」を「400 万円」に改め、同条第 2 号中「160 万円」を「300 万円」に改め、同条第 3 号中「80 万円」を「150 万円」に改め、同条第 4 号中「50 万円」を「100 万円」に改め、同条第 5 号中「30 万円」を「50 万円」に改め、同条第 6 号中「100 万円」を「200 万円」に改める。

第 28 条第 3 項、第 40 条第 1 号及び第 43 条第 3 項中「10 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規程による改正後の福岡市水道局契約事務規程第 22 条第 1 号から第 6 号まで、第 28 条第 3 項、第 40 条第 1 号及び第 43 条第 3 項の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う契約について適用し、同日前に契約の誘引を行う契約については、なお従前の例による。

福岡市水道局訓令第 4 号

福岡市水道局企業職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 4 年福岡市水道局訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

第 1 条中「昭和53年福岡市水道事業管理規程第 3 号」の次に「。以下「就業規程」という。」を加える。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 4 号ア（イ）」を「第 2 条第 5 号ア（イ）」に改める。

第12条第 1 項中「請求」の次に「、就業規程第35条の 2 第 3 項の規定による申出及び同条第 6 項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の 1 条を加える。

（条例第16条第 2 項の任命権者が定める期間）

第13条 条例第16条第 2 項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

福岡市水道局訓令第 5 号

福岡市水道局企業職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市水道局訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年10月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第10条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 就業規程第15条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は就業規程第 35 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項の規定による部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。
- 3 育児時間又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間については、1 日につき 2 時間（1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）から当該育児時間又は当該第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

交 通 局

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年9月29日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第23号

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市交通局事務分掌規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の分掌事務第16号中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年9月29日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第24号

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員就業規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条の4第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、4月1日から翌年の3月31日までの間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間（第15条の規定による育児時間又は第20条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間

(2) 4月1日から翌年の3月31日までの間に77時間30分を超えない範囲内

第22条の4第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「育児休業条例第5条」の次に「及び第14条」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 5 第3項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 6 第3項の規定による申出をした職員は、育児休業条例第13条の5に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員が、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の福岡市交通局企業職員就業規程第22条の4第1項に規定する部分休業を請求する場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

福岡市交通局契約事務規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年9月29日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第25号

福岡市交通局契約事務規程の一部を改正する規程

福岡市交通局契約事務規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第29条第3項、第40条第1号、第41条第2項第2号及び第43条第3項中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
(適用区分)

- 2 この規程による改正後の福岡市交通局契約事務規程第22条第1号から第6号まで、第29条第3項、第40条第1号、第41条第2項第2号及び第43条第3項の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う契約について適用し、同日前に契約の誘引を行う契約については、なお従前の例による。

福岡市交通局訓令第9号

福岡市交通局企業職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成4年福岡市交通局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月29日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第1条中「昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第9号」の次に「。以下「就業規程」という。」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（イ）」を「第2条第5号ア（イ）」に改める。

第12条第1項中「請求」の次に「、就業規程第22条の4第3項の規定による申出及び同条第6項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（条例第16条第2項の任命権者が定める期間）

第13条 条例第16条第2項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

福岡市交通局訓令第10号

福岡市交通局企業職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成6年福岡市交通局訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月29日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第5条第2項を次のように改める。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第10条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 就業規程第15条に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は就業規程第22条の4第1項の規定による同条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該第1号部分休業の承認を受けて勤

務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

- 3 育児時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間については、1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）から当該育児時間又は当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。